

みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」（令和4年12月27日就職氷河期支援の推進に関する関係府省会議決定。）における基本的考え方等を踏まえ、宮城県内の関係機関を構成員として、県内で就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む機運を醸成するとともに、支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「みやぎPF」という。）を設置する。

2 構成員

別紙「みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」構成員一覧とのおりとする。なお、必要に応じて構成員やオブザーバーを追加できるものとする。

3 各構成員の役割

（1）行政機関

①宮城労働局（職業安定部）

- ・みやぎPFとりまとめ事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（主担当）
- ・各種支援策の周知、広報

②宮城県（経済商工観光部）

- ・みやぎPFとりまとめ事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・実施事業の進捗管理（副担当）
- ・市町村PFとの連絡調整
- ・各種支援策の周知、広報

③宮城県（保健福祉部）

- ・市町村PFとの連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・市町村PFの好事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知、広報

④市町村（宮城県市長会、宮城県町村会、仙台市）

- ・みやぎPFとりまとめ事務局への政策提言
- ・各種支援策の周知、広報

⑤就労等支援機関（ハローワーク、独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構宮

城支部、地域若者サポートステーション等)

- ・専門窓口・専門チームによる就職支援
- ・企業説明会・面接会の開催
- ・企業に対する処遇改善の働きかけ、専門求人の確保
- ・職業訓練の充実
- ・みやぎP-Fとりまとめ事務局への政策提案
- ・各種支援策の周知、広報

⑥地方関係機関

- ・各機関での支援策の実施
- ・関係業界、団体への協力要請
- ・各種支援策の周知、広報

(2) 経済団体、労働団体等

- ・就職氷河期世代を対象とした求人募集・処遇改善等の企業への働きかけ
- ・企業に対する職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・イベント等で就職氷河期世代の積極採用、正社員化、行政支援策等の周知
- ・みやぎP-Fとりまとめ事務局への政策提案

4 みやぎP-Fにおける取組事項

次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 支援対象者の把握

支援の対象となる以下の3類型の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。

- ①不安定な就労状態にある者
- ②就業を希望しながら、長期にわたり無業の状態にある者
- ③社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援も必要とする者）

(2) 目標及びKPI（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ①目標及びKPIについては、政府全体の方針に基づき、地域の実情を踏まえ、設定する。
- ②KPIを達成するため、事業実施計画を策定する。
- ③計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

詳細については、厚生労働省より示された参考値を踏まえて策定することとする。

支援プランは、就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現を目指すものであり、「(1) 支援対象者の把握」に示す3類型のうち、社会参加に向けた支援を必要としている者については、

個々人の状況によっては息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、市町村P Fの取組を支援していく。

(3) 機運醸成及び行政支援策の周知

不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の活躍を支援できるよう、宮城県内の各機関が一体となって、機運を醸成し、積極的な採用・待遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作る。

また、就職氷河期世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

(4) 市町村P Fとの連携

みやぎP Fは、市町村P Fの事務局を所管する部局と連絡調整を図り、市町村P Fとの情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
 - ・経済団体、他の地域等とのつながり作りの支援
 - ・圏域を越えた自治体間の広域的な取組の支援
- 等の要請に対応するとともに、市町村P Fの好事例の周知等、必要な情報提供を行う。

5 みやぎP Fの会議運営について

- (1) 上記の協議を行うため、原則として年2回協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することもできるものとする。
- (2) みやぎP Fの構成員と同様の者で構成される会議がある場合は、当該会議と連続して開催するなど、効率的な運営を図る。
- (3) 会議の開催方法については、対面又はオンラインによる開催のほか、対面とオンラインを併用するハイブリット開催とし、各構成員のニーズや通信環境等を考慮した上で行うこととする。

6 秘密の保持

みやぎP Fの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

本要領は、令和5年2月21日から施行する。

みやぎ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員

区 分	構 成 員 (機 関 ・ 団 体 名)
経済団体	一般社団法人 宮城県経営者協会
	宮城県中小企業団体中央会
	宮城県商工会議所連合会
	宮城県商工会連合会
	宮城県中小企業家同友会
労働団体	日本労働組合総連合会 宮城県連合会
支援団体	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部
	一般社団法人 宮城県専修学校各種学校連合会
	せんだい地域若者サポートステーション
	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会
行政機関	宮城県
	仙台市
	宮城県市長会
	宮城県町村会
	東北経済産業局
	東北厚生局
	宮城労働局